

わが家の防災




—非常備蓄品・持ち出し品の準備—

「非常備蓄品」とは、外部からの救援物資などが届くまでの数日間を自足できるように準備しておくものです。**最低3日以上、できれば1週間分程度**は自分で対処できるよう準備しておきましょう。この備蓄品とは別に、避難する際に必要最低限のものをすぐ持ち出せるように袋に入れて用意しておくのが「非常持ち出し品」です。どちらも家族構成などを考えて、必要な分を準備しておくようにしましょう。

非常持ち出し品

| | | |
|--------------------------|--|--|
| 携帯ラジオ (戸別受信機) | 正しい情報を得るため。小型で軽く、FMとAMの両方を聞けるものがよい。予備の電池も忘れずに。 |  |
| 懐中電灯・ろうそく | 停電時や夜間の移動に欠かせない。予備の電池も忘れずに。ろうそくは、太くて安定のよいものを。 |  |
| ヘルメット (防災ずきん) | 屋根瓦や看板などの落下物から頭部を守るため。避難路は、転倒事故も多いので、必ず用意を。 |  |
| 非常食・水 | 非常食は、乾パンなど火を通さなくても食べられるもの。水は、ミネラルウォーターなど。赤ちゃんがいる場合は、粉ミルクなども。 |  |
| 生活用品 | ライター(マッチ)、ナイフ、缶切り、ティッシュ、ポリ袋など。赤ちゃんがいる場合は、哺乳びんなども。 |  |
| 衣類 | 下着、上着、手袋、靴下、ハンカチ、タオルなど。赤ちゃんがいる場合は、紙おむつなども。 |  |
| 救急薬品・薬 | お薬手帳、ばんそうこう、ガーゼ、包帯、三角巾、消毒薬、解熱剤、胃腸薬、かぜ薬、鎮痛剤、目薬、とげ抜きなど。持病のある人は、常備薬も忘れずに。 |  |
| 通帳類、印鑑 | 預貯金通帳、健康保険証、免許証、印かんなど。住所録のコピーもあると便利。 |  |
| 現金 | 紙幣だけでなく、公衆電話用の10円硬貨も忘れずに。 |  |
| マスク、除菌消毒用品 | 避難所等での感染症を予防するため。 |  |

非常備蓄品

| | | |
|-------------|--|---|
| 非常食 | そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるもの。アルファ米やレトルトのごはん、保存のきくパン(缶詰も市販されている)、缶詰やレトルトのおかず、インスタントラーメン、切りもち、チョコレート、氷砂糖、梅干し、インスタントみそ汁、チーズ、調味料など。定期的に期限を確認し、古いものから食べて、いつも新鮮なものを補充しておく。 |  |
| 水 | 飲料水は1人1日3ℓが目安。ミネラルウォーターの保存期間はペットボトルで2年、缶で3～5年程度(冷暗所に置いた場合)。随時、保存期間の確認を。さらに、生活用水の確保も忘れずに。風呂の水は、次に入るまで抜かずフタをしておく。寝る前は、いつもポットややかんに水を入れておく。 |  |
| 生活用品 | 燃料は、短期間なら卓上コンロや固形燃料で十分。ガスボンベも多めに用意を。その他、洗面具、生理用品、ポリ袋、中身の見えないビニール袋、キッチン用ラップ、新聞紙、ビニールシートなど。 |  |

避難生活が長引く場合があると便利なもの



なべ(コッヘル)、携帯トイレ、液体ハミガキ、使い捨てカイロ、裁縫セット、雨具、ガムテープ、地図、さらし(包帯、おしめ、手ぬぐい、ロープ、風呂敷などにも使えて便利)、筆記用具(油性ペンなど)、スコップ、文庫本など。子どもがいる場合は、教科書、ノートなども。

東日本大震災では、こんなものが役立った!



10円玉、ドライシャンプー、ボディ洗剤、ホイッスル、ポリ容器、携帯コンロ、ボール、常備薬、予備の眼鏡、補聴器など。

特別名勝「松島」地域の現状変更手続きについて

特別名勝「松島」指定区域内で、次のようなことをおこなうときには、申請手続きが必要となります。

申請が必要な場合

- ① 住宅、民宿、店舗、倉庫、農林漁業施設などの建築物や工作物の新築、改築、増築
- ② 浄化槽の設置や上下水道の工事
- ③ 道路の舗装や側溝整備
- ④ 漁港、堤防等の工事
- ⑤ 鉄塔・電柱・携帯電話基地局・各種アンテナ・街路灯等の設置
- ⑥ 看板など屋外広告物の設置
- ⑦ 公園、公共建築物の整備
- ⑧ 太陽光パネル設置
- ⑨ 森林等、木や竹の伐採
- ⑩ 土地の造成など、土地の形状変更
- ⑪ その他、現在の状況から、変更をおこなうとき

埋蔵文化財包蔵地内での工事に関わる手続きについて

◎埋蔵文化財包蔵地とは

『埋蔵文化財』とは、「土地に埋まっている文化財」のことです。竪穴住居などの「遺構」、土器や石器などの「遺物」を指し、その土地で当時どのような生活が営まれてきたかが分かる貴重な文化財です。その所在地が『埋蔵文化財包蔵地』であり、通常「○○遺跡」「△△貝塚」などと呼ばれています。

遺跡に該当しているかどうかはこちらから確認いただけます。



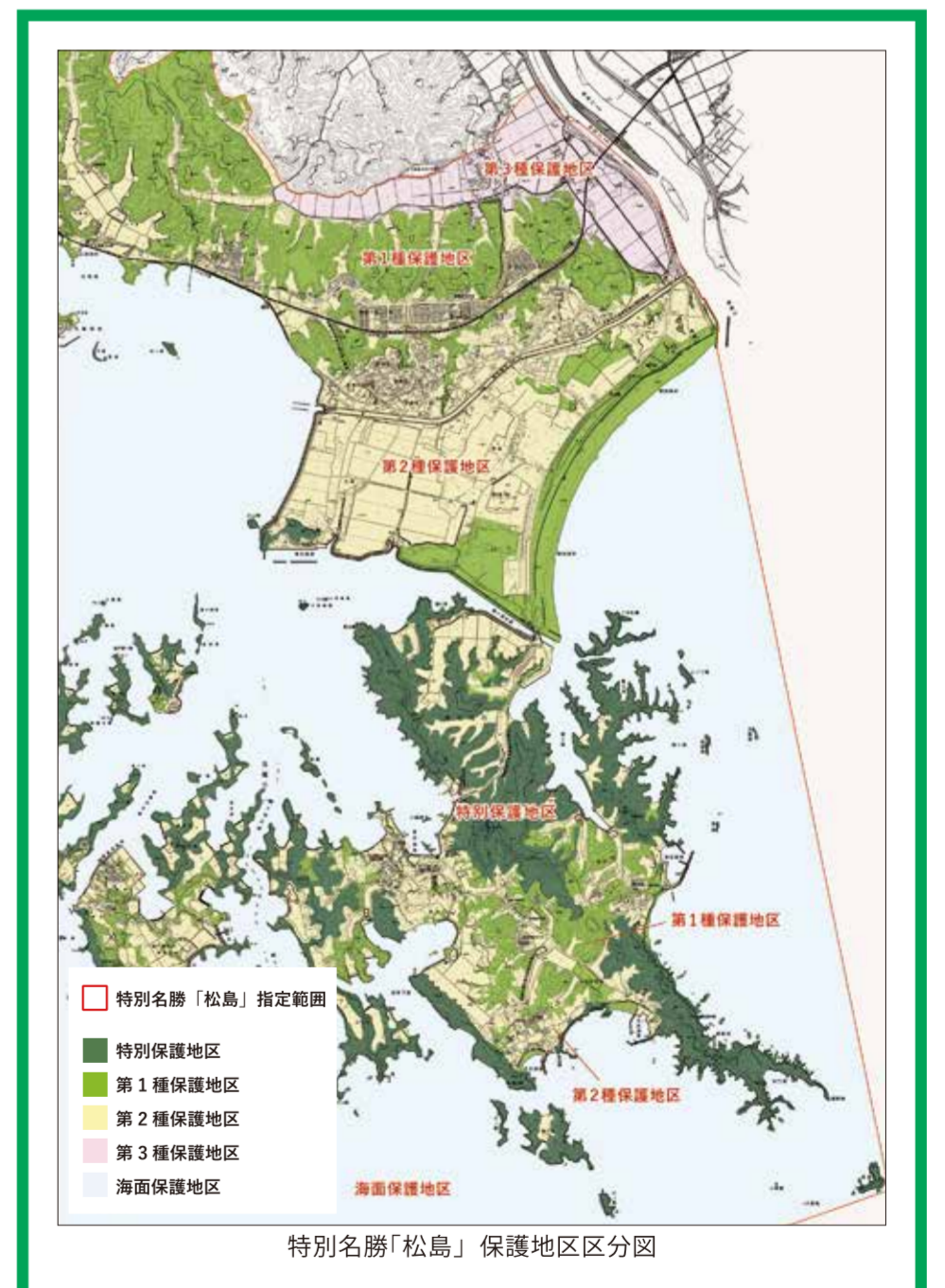
◎工事などをおこなうときには

東松島市内には、100か所を超える埋蔵文化財包蔵地が確認されています。

埋蔵文化財包蔵地の範囲内や隣接する土地で住宅建築・土木工事・造成工事などをおこなう場合、もしくは埋蔵文化財包蔵地の範囲外で広い面積におよぶ工事を行う場合には、本市文化財担当部署へご相談ください。埋蔵文化財保護の観点から、事前に工事内容に関する協議書・届出書の宮城県への提出が必要な場合があります(届出書の提出は文化財保護法によって定められています)。計画する工事内容により、本市文化財担当職員が事前の発掘調査や工事の立ち会いを行います(すぐに調査に着手できない場合や調査に日数を要する場合があります)。

協議書・届出書は、工事開始日の60日前までに提出することとなっています。

「工事する場所が埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の中なのか分からない」「協議書や届出書はどのようなものを提出すればよいのか」など、埋蔵文化財に関するご質問は随時受け付けております。



特別名勝「松島」保護地区区分図

届出が必要な事例

- ① 住宅などの建築物の新築、改築、増築、撤去
 - ② 上下水道・ガス管などライフライン設備の埋設工事
 - ③ 盛土・切土などを伴う造成工事
 - ④ 道路工事・農地整備・樹木の伐根(伐採は含まれない)
 - ⑤ その他看板・街路灯などの工作物の設置
- このほか、地下に影響を与える工事はすべて届出が必要となります

計画がある場合は、お早めにお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】

東松島市教育委員会 教育部 生涯学習課 文化財係(奥松島縄文村交流館) ※水曜日休館
〒981-0412 東松島市宮戸字里81番地18 TEL:0225-88-2292 FAX:0225-88-3928

届け出または交付申請一覧表





■ **戸籍届** (届出人・申請人の方の確認が必要になりますので、運転免許証など本人確認ができる書類をお持ち下さい。)

| 区分 | 届け出日 | 手続きに必要な物 |
|-------|---------------------|--|
| 出生届 | 生まれた日から14日以内 | 1. 出生証明書 2. 印鑑 (任意) 3. 母子健康手帳 |
| 死亡届 | 死亡の事実を知ってから7日以内 | 1. 死亡診断書又は検案書 2. 印鑑 (任意) |
| 婚姻届 | 届け出した日から法律上の効力が発生する | 1. 夫になる方・妻になる方の印鑑 (旧姓のもの) (任意) 2. 東松島市に本籍がない人は戸籍謄本 3. 運転免許証など本人が確認できる身分証明書 <small>※届け出用紙には、成年の証人2名の署名が必要。※未成年者の場合は、さらに親の同意が必要。</small> |
| 離婚届 | 届け出した日から法律上の効力が発生する | 1. 夫・妻の印鑑 (夫・妻別々のもの) (任意) 2. 東松島市に本籍がない人は戸籍謄本 3. 協議離婚以外の場合は、裁判所が発行する審判書など 4. 運転免許証など本人が確認できる身分証明書 <small>※協議離婚の場合は、届け出用紙に成年の証人2名の署名が必要。</small> |
| 養子縁組届 | 届け出した日から法律上の効力が発生する | 1. 養親・養子の印鑑 (任意) 2. 東松島市に本籍がない人は戸籍謄本 3. 未成年者を養子にする時は、家庭裁判所の許可書の謄本 (夫・妻いずれかの実子の場合不要) 4. 運転免許証など本人が確認できる身分証明書 <small>※届け出用紙には、成年の証人2名の署名が必要。</small> |
| 養子離縁届 | 届け出した日から法律上の効力が発生する | 1. 養親・養子の印鑑 (任意) 2. 東松島市に本籍がない人は戸籍謄本 3. 協議離縁以外の場合は、裁判所が発行する審判書など 4. 運転免許証など本人が確認できる身分証明書 <small>※協議離縁の場合は、届け出用紙に成年の証人2名の署名が必要。</small> |
| 入籍届 | 届け出した日から法律上の効力が発生する | 1. 家庭裁判所の氏の変更許可書の謄本 2. 印鑑 (任意) 3. 東松島市に本籍がない人は戸籍謄本 |
| 転籍届 | 届け出した日から法律上の効力が発生する | 1. 戸籍謄本1通 2. 印鑑 (夫・妻別々のもの) (任意) 3. 運転免許証など本人が確認できる身分証明書 |


■ **住民異動届** 申請人は本人・世帯主・同世帯の方または代理人 (**代理人の場合は、代理人選任届または委任状が必要。届出人・申請人の方の確認が必要になりますので、運転免許証など本人確認ができる書類をお持ち下さい。**)

| 区分 | 届け出日 | 手続きに必要な物 |
|--------|---------------------|--|
| 転入届 | 引越してきた日から14日以内 | 1. 転出証明書 (前住所地) 2. 国民年金手帳 (加入者) 3. 届出人の身分証明書 (運転免許証等) 4. 個人番号 (マイナンバー) カード |
| 転出届 | 引越す前、または引越してから14日以内 | 〈窓口で手続きする場合〉 1. 国民健康保険証 (加入者) 2. 印鑑登録証 (カード) <small>※75歳以上の方は…後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証。</small> 3. 届出人の身分証明書 (運転免許証等) 4. 個人番号 (マイナンバー) カード 〈オンラインで手続きする場合〉 ・個人番号 (マイナンバー) カード (要 署名用電子証書) <small>※マイナンバーから引越し先の情報を入力し申請ができます。 ※申請後、申請処理状況が「完了」になってから転入の手続きをしてください。</small> |
| 転居届 | 転居した日から14日以内 | 1. 国民健康保険証 (加入者) 2. 届出人の身分証明書 (運転免許証等) <small>※75歳以上の方は…後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証。</small> 3. 個人番号 (マイナンバー) カード |
| 世帯主変更届 | 変更のあった日から14日以内 | 1. 国民健康保険証 (加入者) 2. 届出人の身分証明書 (運転免許証等) <small>※75歳以上の方は…後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証。</small> |

■ **住民票・戸籍などの交付申請** (届出人・申請人の方の確認が必要になりますので、運転免許証など本人確認ができる書類をお持ち下さい。)

| 種類 | 申請人/手続きに必要な物 | 手数料 |
|---|--|--------------------------|
| 戸籍全部事項証明 (謄本) 戸籍個人事項証明 (抄本) の交付申請 | 1. 本人、同戸籍に記載のある人または代理人 (代理人が申請する場合は、代理人選任届または委任状及び代理人の印鑑が必要) 2. 申請する方の身分証明書 (運転免許証等)  | 1通 450円 (除籍謄本各1通750円) |
| 住民票の写しの交付 | 1. 本人、同世帯の家族または代理人 (代理人が申請する場合は、代理人選任届または委任状及び代理人の印鑑が必要。本人以外は印鑑が必要になります。) 2. 申請する方の身分証明書 (運転免許証等) <small>※個人番号 (マイナンバー) を記載した住民票については特別な理由がない限り交付できません。また、代理人申請の場合は本人宛に郵送にて交付となります。</small>  | 1通 300円 |
| 住民票記載事項証明書 交付申請 | 1. 本人、同世帯の家族または代理人 (代理人が申請する場合は、代理人選任届または委任状及び代理人の印鑑が必要) 2. 申請する方の身分証明書 (運転免許証等)  | 1通 300円 |
| 戸籍の附票写しの 交付申請 | 1. 本人、同戸籍に記載のある人または代理人 (代理人が申請する場合は、代理人選任届または委任状及び代理人の印鑑が必要) 2. 申請する方の身分証明書 (運転免許証等)  | 1通 300円 |
| 身分証明書の交付申請 | 1. 本人、または代理人 (代理人が申請する場合は、代理人選任届または委任状及び代理人の印鑑が必要) 2. 申請する方の身分証明書 (運転免許証等) | 1通 300円 |

■ 印鑑証明関係

| 種類 | 申請人/手続きに必要な物 | 手数料 |
|-------------|--|-----------------------|
| 印鑑登録 | 1. 登録する印鑑 (三文判は登録できません) 2. 運転免許証など(官公署が発行した写真の貼ってあるもの) <small>※運転免許証などのない人は申請書保証人欄へ (市内で印鑑登録している人の実印捺印のうえ同伴で来庁)</small> | 1件 300円 (再登録は500円) |
| 印鑑証明書の交付の申請 | 1. 印鑑登録証 (カード) 2. 申請する方の身分証明書 (運転免許証等)  | 1通 300円 |

 マイナンバーカードと4桁の暗証番号 (利用者証明用電子証明) を使い、コンビニのマルチコピー機から証明書の発行が可能です。
※住民登録が市外の方の戸籍関係証明書の発行には、コンビニのマルチコピー機から本籍地登録が必要です。

■ マイナンバーカード関係

| 種類 | 申請人/手続きに必要な物 | 手数料 |
|-------------------------|--|-----|
| マイナンバーカードの申請 (来庁による) | 1. 本人/申請する人の身分証明書 (顔写真入り (免許証等) であれば1点、顔写真無し (健康保険証等) であれば2点) | 無 料 |

■ 諸証明関係 (税務課)

| 種類 | 申請人/手続きに必要な物 | 手数料 |
|-------------------------|--|---|
| 資産証明書の交付申請 | 1. 本人、同居の家族または代理人 (代理人が申請する場合は代理人選任届または委任状が必要) | 3筆又は3棟まで各300円 (ただし、筆数・棟数により手数料が変わります。) |
| 所得証明書の交付申請 | 1. 本人、同居の家族または代理人 (代理人が申請する場合は代理人選任届または委任状が必要) | 1通 300円 |
| 納税証明書の交付申請 | 1. 本人、同居の家族または代理人 (代理人が申請する場合は代理人選任届または委任状が必要) | 1種 300円 (1種とは年度ごとの税目区分です。) |
| 市税課税 (非課税) 証明書の 交付申請 | 1. 本人、同居の家族または代理人 (代理人が申請する場合は代理人選任届または委任状が必要) | 1通 300円 |

● 窓口来庁者 (代理人も含む) は本人確認のため、本人である事を証明する書類の提示をお願いしています。(運転免許証等)

● 夜間窓口延長受付 東松島市役所：市民生活課 毎月第1・第3火曜日、午後7時まで ※住民票・戸籍・印鑑証明書の交付のみ

お問い合わせは、市役所82-1111 (代表)

家庭ごみの出し方

●資源ごみ

対象物：ペットボトル、紙類、空き缶、びん、衣類布類、不燃ごみ、有害ごみ（乾電池、蛍光灯、水銀体温計など）

出し方：適切に分別して、収集日の「朝8時まで」に指定されたごみ集積所に出してください。

- ・指定されたコンテナやネットへ、直接入れてください。
- ・缶はつぶさず、ペットボトルはふたとラベルをはずしたあと、つぶして出してください（ふたとラベルは「プラスチックごみ」へ）。
- ・紙類は、種類別に紙ひもでしばって出してください。
- ・紙類、衣類は、雨の日は出さないでください。
- ・スプレー缶は、中身を使い切り、必ず穴を開けてから「不燃ごみ」のコンテナに出してください。
- ・小型家電は貴重な金属資源が含まれておりリサイクルできます。ごみの出し方はこれまでと変わらず、資源ごみの日に「不燃ごみ」として出してください。（40cmを超えるものは粗大ごみになります。）



※廃品回収等も利用して、リサイクルを進めましょう。

●プラスチックごみ

対象物：容器包装プラスチック及び、他のプラスチック製品（プラ100%素材のもの）

プラスチック製品（プラ100%素材のもの）及び、「プラマーク」が入ったプラスチック製ボトル類、ポリ袋・包装類、カップ・パック類、ネット・ふた類、トレー・発砲スチロール類



出し方：市指定の「容器包装プラスチック類指定袋」に入れて、収集日の「朝8時まで」に指定されたごみ集積所に出してください。

プラマークがあっても、汚れが落ちないもの、塩素系ボトル、チューブ類は、「可燃ごみ」に出してください。白色トレーは、できるだけ「店頭回収」をご利用ください。

●可燃ごみ

対象物：ゴム・皮革類、生ごみ、汚れた紙、など

出し方：市指定の「可燃ごみ指定袋」に入れて、収集日の「朝8時まで」に指定されたごみ集積所に出してください。

生ごみは、水切りを徹底してください。マイバック、マイ箸を携帯し、ごみを出さないようにしましょう。

●粗大ごみ(申込み制・有料)

対象物：耐久消費財のうち、一辺の長さ又は直径が40cmを超えるもの
主に、家具、電化製品（家電4品目除く）、自転車、布団、毛布、カーペットなどの家財道具

出し方：処理方法は、①直接搬入と②戸別収集の2つです。どちらも事前の申し込みが必要です。（戸別収集の場合は、収集日(毎週水曜日)の1週間前までに申し込みをしてください）

申込先：鳴瀬一般廃棄物最終処分場（TEL 87-2837）

なお、戸別収集の場合には、市内スーパーやコンビニ等で販売されている「粗大ごみ処理券」を貼って、収集日の「朝8時まで」に自宅の門口に出してください。

※粗大ごみは、「ごみ集積所」には出せません。

●市で収集しないごみ

【家電4品目とパソコン】

テレビ、洗濯機（衣類乾燥機含む）、エアコン、冷蔵庫（冷凍庫も含む）、パソコン



【事業系一般廃棄物・産業廃棄物】

農業、漁業、商店、飲食店、会社等の事業所から発生するごみ

【住宅設備品】

浴槽、流し台、ボイラーなど

【適正処理困難物】

バイク、タイヤ、ガスボンベ、消火器、バッテリー、油脂類、薬品(農薬等)など

【ルール違反ごみ】

市指定袋を使用していない、きちんと分別されていないなどのルールが守られていないごみ

詳しくは、「東松島市家庭ごみの出し方（パンフレット）」をご覧ください。

※ごみを出す際は、必ずルールを守ってください。不適切なごみは収集しません。

令和6年度家庭ごみ収集日程表

※この表で使用している収集区域の表記は、ごみ収集用です。

| 可燃ごみ | | | | | | | |
|------|------|--------------|--------------|------|--------|---------|------|
| 曜日 | 収集区域 | | | | | | |
| 月・木 | 上町一 | 上河戸二 | 大溜 | 鹿妻一 | 下小松 | 裏一 | 肘曲 |
| | 上町二 | 上河戸三 | 東大溜 | 鹿妻二 | 谷地 | 裏二 | 上下堤 |
| | 上町三 | 上河戸四 | 関の内一 | 道地 | 小松南 | 小野上 | 川下 |
| | 北区官舎 | 若葉 | 関の内二 | 二反走 | 小松台 | 小野下 | 平岡 |
| | 駅前 | 下町一 | 関の内三 | 上小松 | 塩入 | 根古 | 往還上 |
| | 河戸 | 下町二 | 作田浦 | 沢田 | 表 | 高松 | 往還下 |
| | 四反走 | 下町三 | 下浦 | 前里 | 中 | 新田 | 中下 |
| | 西新町 | 下町四 | 南浦宿舎 | 手招 | 小分木 | 西福田上 | 浅井 |
| 火・金 | 上河戸一 | 下町五 | 立沼 | 前柳 | 大島 | 西福田下 | |
| | 照井 | 南一 | 南新一 | 五味倉 | 貝田 | 大塚 | 大浜 |
| | 御下 | 南二 | 南新二 | 上納 | 筒場 | 新町 | 室浜 |
| | 中東 | 南三 | 柳北 | 横沼東 | あおい一丁目 | 野蒜ヶ丘一丁目 | 松島基地 |
| | 寺 | 新川前 | 柳上 | 横沼西 | あおい二丁目 | 野蒜ヶ丘二丁目 | |
| | 六槍 | 南四 | 柳下 | 横沼一 | あおい三丁目 | 野蒜ヶ丘三丁目 | |
| | 八幡 | 南五 | 柳西 | 横沼二 | 亀岡 | 里北 | |
| | 裏 | 南六 | 市営柳の目西住宅(柳上) | 貝殻塚一 | 東名 | 里南 | |
| 横関 | 南緑 | 市営柳の目東住宅(柳下) | 貝殻塚二 | 新東名 | 月浜 | | |

祝日も収集します。
◎年末年始の収集日については、市報12月1日、15日号でご確認ください。

| 資源・不燃ごみ | | | | | | | |
|---------|------|------|-----------------|------|--------|--------------|------|
| 曜日 | 収集区域 | | | | | | |
| 月 | 南一 | 南五 | 柳北 | 横沼東 | 貝殻塚二 | 裏一 | 肘曲 |
| | 南二 | 南六 | 柳上(市営柳の目西住宅を除く) | 横沼西 | 貝田 | 裏二 | |
| | 南三 | 南緑 | 柳下(市営柳の目東住宅を除く) | 横沼一 | 筒場 | 新田 | |
| | 新川前 | 南新一 | 柳西 | 横沼二 | 小分木 | 西福田上 | |
| | 南四 | 南新二 | 上納 | 貝殻塚一 | 大島 | 西福田下 | |
| 火 | 上町一 | 駅前 | 上河戸三 | 下町二 | 大溜 | 関の内三 | 道地 |
| | 上町二 | 河戸 | 上河戸四 | 下町三 | 東大溜 | 立沼 | 二反走 |
| | 上町三 | 上河戸一 | 若葉 | 下町四 | 関の内一 | 鹿妻一 | |
| | 北区官舎 | 上河戸二 | 下町一 | 下町五 | 関の内二 | 鹿妻二 | |
| 木 | 亀岡 | 新町 | 浅井 | 里北 | 室浜 | 市営柳の目西住宅(柳上) | |
| | 東名 | 上下堤 | 野蒜ヶ丘一丁目 | 里南 | あおい一丁目 | 市営柳の目東住宅(柳下) | |
| | 新東名 | 川下 | 野蒜ヶ丘二丁目 | 月浜 | あおい二丁目 | | |
| | 大塚 | 中下 | 野蒜ヶ丘三丁目 | 大浜 | あおい三丁目 | | |
| 金 | 四反走 | 上小松 | 下小松 | 塩入 | 中東 | 横関 | 平岡 |
| | 西新町 | 沢田 | 谷地 | 表 | 寺 | 小野上 | 往還上 |
| | 作田浦 | 前里 | 五味倉 | 中 | 六槍 | 小野下 | 往還下 |
| | 下浦 | 手招 | 小松南 | 照井 | 八幡 | 根古 | 松島基地 |
| | 南浦宿舎 | 前柳 | 小松台 | 御下 | 裏 | 高松 | |

祝日も収集します。
◎年末年始の収集日については、市報12月1日、15日号でご確認ください。

| 容器包装プラスチック類 | |
|---|---|
| 収集日 | 市内全地区：毎週水曜日 ◎8月14日は収集しません 次週以降の水曜日にごみ集積所へ出してください。 |
| ※弁当の食べ残しやソース、しょう油などの汚れを軽く洗い流して取り除くことで、良質な資源へと生まれ変わります。みなさまのリサイクルへのご協力をお願いします。 | |

| 粗大ごみ(申込み制・有料) ※ごみ集積所には出せません | |
|-----------------------------|--|
| 戸別に収集する方法 | 市内全地区：毎週水曜日（祝日は休み） ※希望する収集日(水曜日)の1週間前までに、下記に申込みしてください。 |
| ご自身で搬入する方法 | 月曜から金曜日(祝日は休み)に、ご自身で下記に運搬してください。 ※事前に、下記に申込みしてください。 |
| 申込先・搬入先 | 鳴瀬一般廃棄物最終処分場(東松島市小野字中之間地内) TEL: 0225-87-2837 ※受付時間 月曜から金曜日(土曜、日曜、祝日、年末年始は休み) 午前9時～正午、午後1時～午後4時 |

※事業活動に伴って排出されるごみ(商店、事業所、工場など)は事業所自らの責任において処理願います。市では収集出来ませんので、地区ごみ集積所には出さないでください。